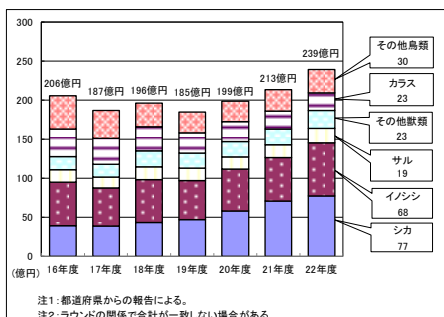


# 鳥獣被害の現状と対策について

## 1 野生鳥獣による農林水産業被害の概況

- 野生鳥獣による農作物被害額は、平成22年度において被害額は239億円で、前年度に比べ26億円の増加。被害のうち、全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるもの。特に、シカ、イノシシの被害の増加が顕著。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。

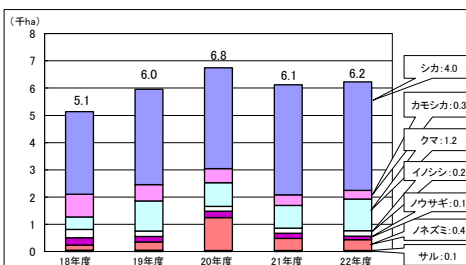
### ○ 農作物被害額の推移



#### 農作物被害

- ・調査を始めた平成11年度から農作物被害額は200億円前後で推移。
- ・シカ、イノシシ、サルの被害が全体の約7割を占める。
- ・ほぼ全県でシカ、イノシシ、サルの合計被害額が1千万円以上。(うち1億円以上が34道府県 (H22年度))
- (被害額の大きい都道府県は北海道、福岡県、長野県、広島県など)

### ○ 森林被害面積の推移



#### 森林被害

- ・森林被害面積は、近年約5~7千haで推移。(H22年度は約6.2千ha)
- ・シカ等による幼齢木の食害、シカ・クマ等による樹皮剥ぎ被害などが多く、シカ被害が全体の約7割。その他、天然林や植生への被害等も深刻化。

#### 水産被害

- ・近年、カワウの生息域の拡大に伴い、アユをはじめとした有用魚種の食害等が拡大。
- ・また、北海道等において、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道では毎年10億円以上の被害。

(1) 野生鳥獣による農作物被害状況(全国及び九州)

- 野生鳥獣による全国の農作物被害額は、平成22年度において239億円で、前年度に比べて26億円(12%)増加、九州の農作物被害額についても40億円で、前年度に比べて、7億5千万(23%)増加。
- 九州の農作物被害額のうち、イノシシによる被害額が19億6千万円で、被害額全体の約5割を占める。
- 収穫時に鳥獣被害を受けることは、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等の要因となり、被害金額以上に農山漁村での深刻な影響。

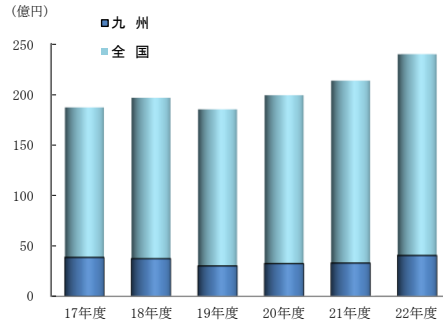
表一 農作物被害状況の推移(全国・九州)

単位：ha、t、万円

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
被害面積	全国	120,607	105,835	90,972	100,094	104,951	110,059
	九州	15,558	16,651	13,379	10,704	10,490	11,781
被害量	全国	318,902	400,547	406,096	490,478	619,620	736,005
	九州	31,511	32,714	29,801	27,996	30,081	34,604
被害金額	全国	1,868,853	1,963,953	1,849,478	1,988,572	2,133,076	2,394,884
	九州	385,217	372,793	301,101	322,949	329,467	404,517

(注)1.都道府県の報告による。  
2.ラウンドのため、計と内訳が一致しない場合がある。

図一 農作物被害金額の推移(全国)



(2) 野生鳥獣による農作物被害状況(九州)

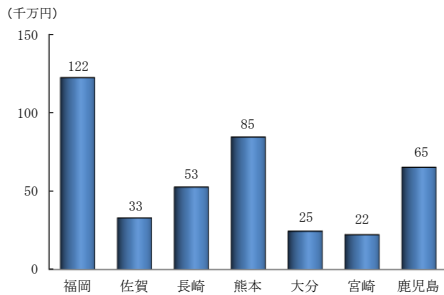
表二 農作物被害状況の推移(九州各県)

単位：万円

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
福岡	131,217	118,618	98,445	96,742	102,414	122,426
佐賀	50,870	56,318	42,788	40,665	27,944	32,948
長崎	53,737	56,363	31,393	39,977	29,054	52,625
熊本	49,318	58,515	47,981	61,468	70,013	84,516
大分	26,865	25,843	22,350	21,216	22,446	24,513
宮崎	31,136	16,923	18,783	19,884	29,333	22,275
鹿児島	42,075	40,213	39,361	42,997	48,263	65,214
九州計	385,217	372,793	301,101	322,949	329,467	404,517

(注)1.九州各県の報告による。  
2.ラウンドのため、計と内訳が一致しない場合がある。

図二 農作物被害金額の推移(九州各県H22)



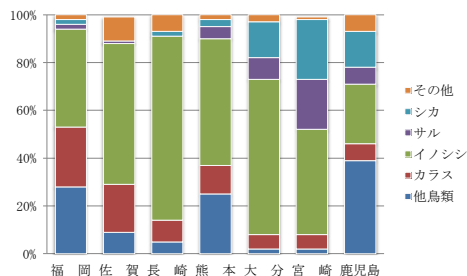
表三 獣種別農作物被害金額(九州各県)

単位：万円

県名	鳥獣計	鳥類計		獣類計			
		カラス	イノシシ	サル	シカ	その他	
福岡	122,426	64,621	30,500	57,806	49,752	2,007	2,945
佐賀	32,948	9,724	6,612	23,224	19,588	295	0
長崎	52,625	7,493	4,754	45,132	40,554	0	1,172
熊本	84,516	31,538	10,101	52,979	44,554	3,829	2,625
大分	24,513	2,060	1,885	22,453	15,903	2,127	3,794
宮崎	22,275	1,895	1,379	20,380	9,796	4,722	5,668
鹿児島	65,214	30,107	4,827	35,107	16,033	4,599	9,695
計	404,517	147,437	59,758	257,080	196,180	17,579	25,900

(注)1.九州各県の報告による。  
2.ラウンドのため、計と内訳が一致しない場合がある。

図三 獣種別農作物被害金額(九州各県)



(3) 年齢別狩猟免許所持者数及び鳥獣捕獲数の推移

表-4 年齢別狩猟免許所持者数の推移

単位：人(百の位で四捨五入)

区分	S. 45	S. 55	H. 2	H. 7	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21
20～29歳	95,000	49,000	5,000	4,000	2,000	3,000	2,000	2,000
30～39歳	178,000	149,000	41,000	16,000	8,000	10,000	9,000	9,000
40～49歳	142,000	136,000	99,000	75,000	17,000	19,000	18,000	15,000
50～59歳	62,000	85,000	86,000	77,000	63,000	68,000	58,000	44,000
60歳以上	54,000	42,000	59,000	74,000	97,000	129,000	134,000	113,000
合計	531,000	461,000	290,000	246,000	187,000	229,000	222,000	183,000

資料：環境省「年齢別狩猟免許所持者数」

(注)1.H21年は暫定値。

2.ラウンドのため、計と内訳が一致しない場合がある。

3.H19年に「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分。

表-5 狩猟及び有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数の推移

単位：頭(十の位で四捨五入)

区分	S. 45	S. 55	H. 2	H. 7	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21
イノシシ	53,700	69,300	57,600	71,400	145,700	134,800	170,100	150,900
	9,700	12,300	12,600	16,400	108,100	97,000	136,600	132,200
シカ	14,300	18,200	31,300	56,300	118,300	121,500	135,400	156,700
	300	2,000	10,700	25,500	79,600	90,200	115,200	152,800
サル	-	-	-	-	-	-	-	-
	500	2,700	4,900	5,800	15,100	12,600	15,900	16,200

資料：環境省「狩猟及び有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数」

(注)1.H21年は暫定値。

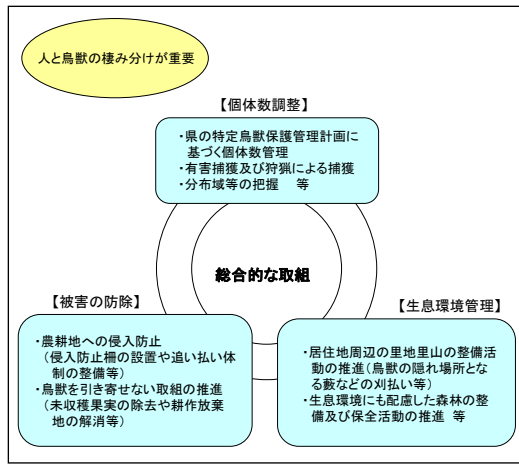
2.上段が狩猟、下段が「有害鳥獣駆除」及び「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整」である。

3.H17～18年度の狩猟には「構造改革特区」の数値を含む。

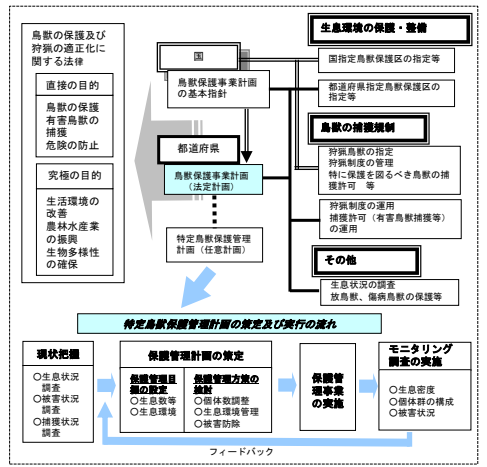
2 農林水産業被害対策と鳥獣保護法

- 農林水産業被害対策については、従来から鳥獣保護法により、都道府県が作成する計画に基づき被害対策を実施。
- 被害対策の実施に当たっては、「個体数調整(捕獲)」、「被害の防除(防護)」、「生息環境管理」を総合的に行うことが重要。

○ 鳥獣被害防止対策の基本的な考え方



○ 鳥獣保護法の概要

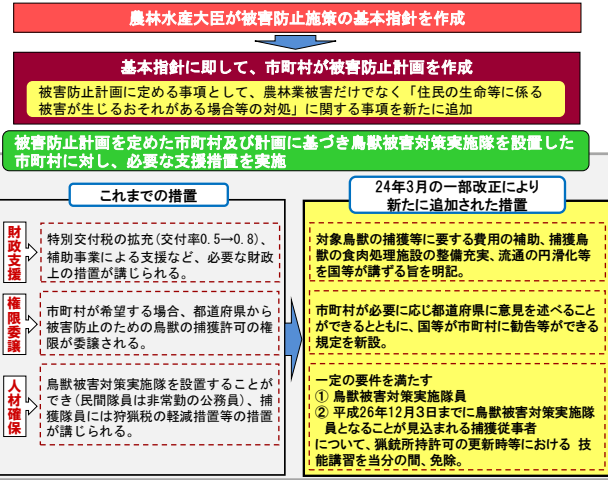


### 3 鳥獣被害防止特措法

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、平成24年3月に一部改正。  
この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。
- 鳥獣被害防止に取組む市町村の数は着実に増加してきており、被害防止計画作成市町村数は鳥獣被害が認められる全市町村（約1,500）の8割程度。

#### ○ 鳥獣被害防止特措法の概要

**概要** 鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進



#### ○ 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成状況

	計画作成市町村数	全市町村数
H20.4.15	40	1,719 (H24.2末現在)
H21.4.30	724	
H22.3.31	933	
H23.4.30	1,128	
H24.4.30	1,195	

※都道府県と協議中のものを含む

#### ○ 特別交付税の対象経費

駆除等経費（交付率8割）	罠（防護柵、電気柵等）、罠、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費（" 5割）	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費（" 5割）	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

(注)下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割

### 参考：鳥獣被害防止特措法の一部改正

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化するとともに、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者が減少、高齢化している現状に鑑み、平成24年3月に議員立法により法改正が提案され、全会一致により可決・成立。

#### ○ 鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）の概要

<p><b>1 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処</b></p> <p>市町村の被害防止計画に定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処に関する事項を追加。</p>	<p><b>4 捕獲した鳥獣の食品としての利用等</b></p> <p>国等が講ずる措置として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を図るため必要な施設の整備充実、技術の普及、加工品の流通の円滑化を明記。</p>
<p><b>2 市町村長による都道府県知事への要請</b></p> <p>市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる規定を新設。</p>	<p><b>5 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置</b></p> <p>国等は、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずるよう努める旨を明記。</p>
<p><b>3 財政上の措置</b></p> <p>国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等をはじめとする被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記。</p>	<p><b>6 技能講習に係る規定の適用除外</b></p> <p>一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員は当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者は平成26年12月3日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外。</p>

施行期日 公布の日（平成24年3月31日）から起算して3ヵ月（ただし、上記6については6ヵ月）を超えない範囲内において政令で定める日

※ 併せて、関連する政省令等を制定。

このほか、警察庁・環境省において、熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法の適用に関する通達文書を発表。

#### 4 鳥獣被害防止総合対策

- 鳥獣被害防止特措法の主旨を受けて、地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成20年度に鳥獣害防止のための事業を創設し、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等を支援。
- 捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合対策として行うことにより高い被害防止効果が得られており、本事業に対する地域からの要望は引き続き多い状況。また、平成24年度からは、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊を重点的に支援。

##### ○ 事業の概要

鳥獣被害防止の取組に対する支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）

##### 【ソフト対策】

- 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
  - （発信機を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等）
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動
- 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等

##### 【ハード対策】

- ・ 侵入防止柵の設置費用
- ・ 捕獲鳥獣を食肉利用するための処理加工施設、焼却施設等

##### 補助率

【ソフト対策】 1/2以内

※新規地区や鳥獣被害対策実施隊等による取組は、定額（市町村当たり原則200万円以内）

【ハード対策】 1/2以内（条件不利地域 55/100、沖縄2/3以内）

※侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能

##### 関連対策

緊急捕獲活動や侵入防止柵の取組に対する支援（24年度補正予算）

- 都道府県段階で基金を造成した上で、通常の捕獲目標等を強化した「緊急捕獲等計画」に基づく以下の取組を継続的に支援します。

被災地における鳥獣被害防止の取組に対する支援

- 被災地における鳥獣被害の拡大を防止するための侵入防止柵の整備や被害防止活動

##### ○ 予算額の推移

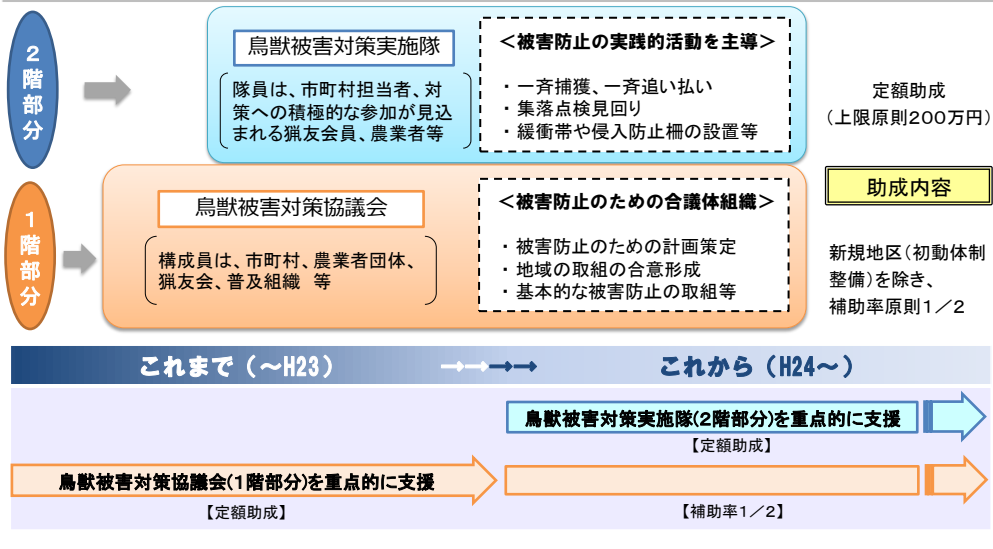
（単位：百万円）

	ソフト	ハード	計
20（国直採）	600	2,200	2,800
21（国直採）	600	2,200	2,800
22（交付金）	840	1,438	2,278
（交付金）	1,398	9,886	11,283
23（国直採）	2,149の内数	8,555の内数	10,704の内数
（計）	1,398+α	9,886+α	11,283+α
（交付金）	1,698	7,802	9,500
24（計）	1,698+α	7,802+α	9,500+α <sup>（注1）</sup>
24（補正予算）	12,938		12,938
25（交付金）	1,698	7,802	9,500
（計）	1,698	7,802	9,500

注1) 24年度計のαは、東日本大震災農業生産対策交付金（2,899百万円の内数）及び予備費1,000百万を含む。

#### 5 対策のポイント

- これまでの鳥獣被害防止総合対策では、市町村による被害防止計画の作成を推進するとともに、地域において対策を進めるための基本的な体制である、鳥獣被害対策協議会の活動支援を行ってきたところ。
- 24年度からは、地域における鳥獣被害対策の担い手確保とともに、対策の実効性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊に対する重点支援を実施。



## 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策

【平成24年度補正予算:12,938百万円】

〔補助率:定額、1/2以内、事業実施主体:地域協議会等〕

- 近年の野生鳥獣の個体数増加によって農作物被害が深刻化・広域化しており、集中的かつ効果的な対策を早急に講じる必要がある
- このため、基金を造成し、
  - ① 集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する「緊急捕獲活動」
  - ② 既存の侵入防止柵の延長や強化など、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する「侵入防止柵の機能向上」などの集中的かつ効果的な被害対策の取組について支援

**【制度の仕組み】**

国 → 基金造成 → 緊急捕獲等対策基金 → 取組支援 → 事業実施主体(市町村単位)

〔緊急捕獲等計画〕を作成した市町村が対象

**【支援内容】**

○ 緊急捕獲活動

〈野生鳥獣の有害捕獲の状況〉

- 野生鳥獣の有害捕獲数は増加傾向にあるものの、農作物被害額は近年高止まり
- 被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の一層の強化が必要

緊急捕獲活動への支援  
捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費支払いや処理費用を支援

経費支払い  
労賃、捕獲資材費等相当分

個体数を抑制し、将来に渡る被害発生を沈静化

○ 侵入防止柵の機能向上

- 侵入防止柵の整備後も、野生鳥獣の生息域は絶えず変化
- 生息域の変化は自然条件等に影響されるため、予測が困難

侵入防止柵の機能向上への支援  
① 既存の侵入防止柵の延長・かさ上げ、  
② 単一獣種対応から多獣種対応へ強化等の機動的な整備を支援

地域の実情に合わせてきめ細やかに対応し、被害を防止

## 6 鳥獣被害対策実施隊について

### (1) 実施隊の概要

- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができる。
- 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続きが必要。

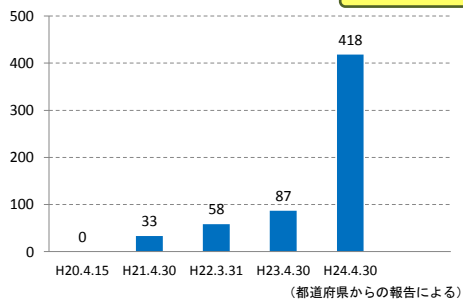
#### ○ 鳥獣被害対策実施隊の概要

※ 非常勤の実施隊員の報酬や補償措置は、各市町村が条例で定める。

活動内容	対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施 <small>(法第9条第1項)</small>
実施隊員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が市町村職員から指名する者</li> <li>・被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者から、市町村長が任命する者</li> </ul> <small>(法第9条第3項)</small>
うち、主として捕獲に従事することが見込まれる隊員 〔対象鳥獣捕獲員〕	対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる技能を有するもの <small>(鳥獣被害防止特措法基本指針)</small>

#### ○ 実施隊を設置する市町村数の推移

さらなる推進!!



#### ○ 実施隊の設置に必要な手続き

- 隊員の報酬や補償措置を条例で定める
- 市町村長が隊員を任命又は指名する

## (2) 鳥獣被害対策実施隊への優遇措置

- 鳥獣被害対策実施隊を設置した場合は、市町村が負担する活動経費に対する特別交付税措置、狩猟税の軽減措置、銃刀法の技能講習の免除などの優遇措置を受けることができる。

### 優 遇 措 置

#### ① 狩猟税の軽減

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、**狩猟税が通常の2分の1に軽減**される。  
（狩猟者16,500(散弾銃等)円→8,250円）

#### ② 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員については**非常勤の公務員**となり、**被害対策上の災害に対する補償**を受けることができる。

#### ③ 活動経費に対する特別交付税措置

市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、**その8割が特別交付税措置**される。

#### ④ ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員であれば、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、**散弾銃の所持経験が10年未満でも、ライフル銃の所持許可を受ける**ことができる。

#### ⑤ 技能講習の免除

一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、**技能講習が免除**される。〈改正法の施行後に適用〉

## (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金による実施隊の重点支援

- 24年度交付金においては、鳥獣被害対策実施隊への重点支援を実施。
- 具体的には、実施隊が中心となって行われる活動について補助率の高上げを行うとともに、都道府県内における実施隊の設置状況に応じて、交付金の優先配分を行う。

### 実施隊への重点支援の内容

#### ① 補助率の高上げ

通常のソフト対策の補助率が1/2であるのに対し、実施隊を中心とした活動については定額助成。  
（市町村当たり原則200万円を上限）

#### ② 交付金の優先配分

都道府県への交付金の配分に当たり、実施隊の設置状況に応じて優先配分。

#### ③ ソフト予算の増額

実施隊の活動等を支援するソフト予算を増額（23年度：14億円 → 24年度：17億円）。

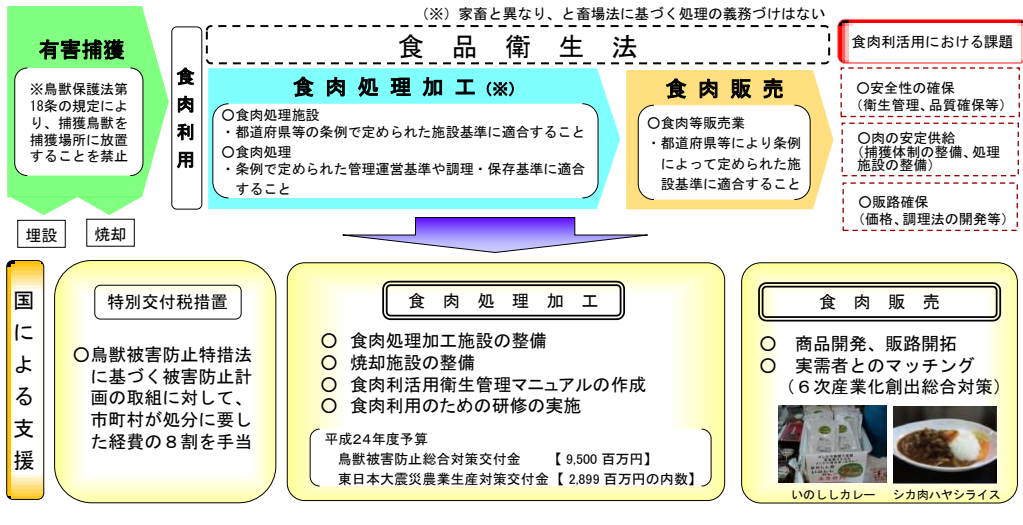
#### ④ 各地域に対する普及啓発活動

実施隊の設置促進のための普及啓発活動を全国展開し、市町村や都道府県の要請に応じて出前説明会や関係機関への訪問説明を実施し、先行事例や取組上の工夫等についてきめ細かに周知。

（参考：昨年度10～2月に、ブロック説明会（全国9ブロック）・出前説明会（51ヶ所）を実施）

## 7 捕獲鳥獣の食肉活用

- 地域資源として有効活用する観点から、農林水産省において、①地域における捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売・流通経路の確立などの取組を支援するほか、②捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成や研修を実施。
- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されており、食肉としての有効利用は一部地域にとどまる状況。食肉の普及に向けて、安全性の確保、安定供給、販路の確保等が課題。



## 参考

### 伊福区(佐賀県太良町)での取り組み

イノシシ被害マップの作成で集落を再点検。侵入経路や繁殖地となっていた耕作放棄地を解消するため、和牛農家と連携して放牧を開始。イノシシのエサ場となっていた竹林の管理、エサとなっていたみかん等収穫残渣の処理に集落の住民総意で徹底して取り組む。

また、既に整備された電気柵についても集落役員の年2回の一斉点検により、適正な設置・管理を徹底。さらに、農家のわな免許の取得者を育成するとともに、箱わなのトリガー(扉を閉めるスイッチ)を改良するなど、捕獲活動を強化。この結果、被害は大きく減少し、集落をあげた取組として県の鳥獣被害対策の模範となっている。捕獲したイノシシは、伊福区の行事で振る舞われ、地域の食文化としても定着している。





## 佐世保南部有害獣対策協議会（長崎県佐世保市）での取り組み

イノシシによるかんきつ果実の食害、枝折れ被害が平成20年に甚大となり、危機感を持った地元農家の自主的な活動を契機として、JAや県普及センター等関係機関との連携のもと、取り組みを開始。

専門家による研修を重ねて17支部（集落）に各々の地域リーダーを育成し、地域全体で短期間のうちに一斉に対策を実施。

侵入防止柵は、21年から2年間で108km設置するとともに、地域リーダーが除草等柵の管理・監督を徹底。

また、捕獲の担い手育成に努め、若手農業者が中心となり約50名が新たに狩猟免許（わな免許）を取得し、研修会の開催により捕獲技術を研鑽。

この結果、地域の主要品目であるかんきつ類の被害は大幅に減少し、さらに、新植や改植も進むなど産地の発展に寄与。



（進入防止柵及び周辺の草刈り）

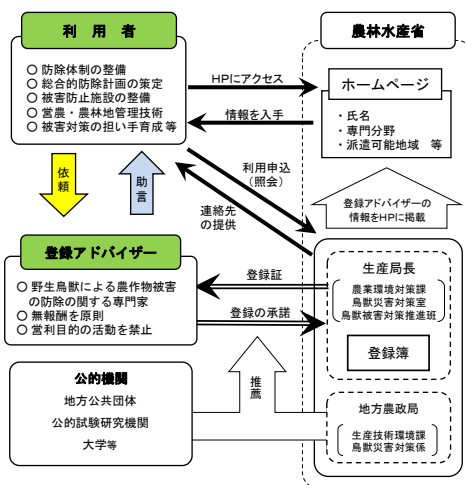


（箱わな技術現地研修）

## 8 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

○ 野生鳥獣による農作物被害の防除に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの概要（イメージ）



現在のアドバイザーの数は約160名  
農林水産省のホームページ  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_adviser/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/index.html)  
にリストを掲載

各アドバイザーの活動実績についても、ホームページ上に公表